Osaka University Knowledge Archive

Title	懐徳堂の祭祀空間 : 中国古礼の受容と展開
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2006, 46, p. 1-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12080
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

懐徳堂の祭祀空間
―中国古礼の受容と展開―

湯浅邦弘

序言

明治四十四年（一九一一）十月、府立大阪博物場美術館において懐徳堂展覧会が開催された。その前年、西村天囚らの呼びかけで江戸時代の大坂学問所「懐徳堂」の復興と顕彰を目的とする「懐徳堂記念会」が設立され、懐徳堂の儒者たちを追悼する記念式典の挙行、貴重書の復刻刊行など、積極的な顕彰活動が開始されていた。本展覧会もそうした事業の一環として開催されたもので、会期は十月一日～六日の六日間であった。

この展覧会に出品された資料の中で、ひときわ目を引く大きな屏風があった。「懐徳堂絵図屏風」である（**図1・図2**）。これは、中井家子孫の中井木菟麻呂が江戸時代の懐徳堂学舎に関わる絵図・記録類を屏風一双に貼り付けたものであり、[1] 各六面、計十二面からなる。各面は縦一八五㎝×横八五㎝、十二面をすべて展開すると幅が一〇二〇㎝になる大型の屏風である。

ここには、創立時から幕末に至る懐徳堂の絵図・平面図が多数貼り付けられているが、そこに共通して見られる空間として、「玄関」「講堂」などの主要部のほか、「祠堂」または「祠室」と記された祭祀の場があることに気づく。懐徳堂は、儒教（朱子学）を基盤とした漢学塾である。そこで行われた祭祀とはどのようなものであったのか。本稿では、こうした観点から、懐徳堂の祭祀空間に注目してみることとしたい。

一、『家礼』と『喪祭私説』の「祠堂」

この課題を追究する前に、まず検討しておかなければならないのは、朱子の『家礼』である。南宋の朱子の著作とされる『家礼』は、儒教文化圏に最も大きな影響を与えた文献の一つである。それは、一般士人の家庭内における礼作法を記したもので、冠婚葬祭という最も重要で基礎的な礼を説く文献である。

もっとも、朱子の没後十年が過ぎてから世に出た未定本であるため、本書については、その真偽を初め種々疑義が提出されてきている。しかし、朱子の著作とされる文献として、東アジア世界に伝播し、大きな影響を与えた。[2]

『家礼』のテキストには、五巻本、十巻本、不分巻本など数種がある。この内、最古の系統とされる五巻本によれば、全体の構成は、「通礼」「冠礼」「昏礼」「喪礼」「祭礼」からなり、「通礼」の冒頭に「祠堂」の項目が置かれている。

「祠堂」は、「君子将に宮室（屋敷）を営まんとすれば、先ず祠堂を正寝（中心的な部屋、正庁）の東に立つ（君子將營宮室、先立祠堂於正寢之東）」とされ、全ての礼に共通する最も重要な祭祀空間である。

儒教（朱子学）を根幹とする懐徳堂でも、当然この『家礼』が重視されたと考えられる。懐徳堂において、この『家礼』、特に「祠堂」はどのように受容されたのか。また、それは懐徳堂学舎内の祭祀空間に、どのように反映されていたのであろうか。

この内、前者の問いについては、重要な手がかりが存在する。『喪祭私説』という文献である。『喪祭私説』は、懐徳堂第二代学主中井甃庵（名は誠之）の撰で、古礼の中で最も重要な「喪」「祭」二礼について漢文で説いた書である。甃庵の子の竹山（名は積善）・履軒（名は積徳）の補訂を経ている。

享保六年（一七二一）二月の自序によれば、その前年の七月、「先考（亡くなった父を指す呼称、即ち中井養元）」の逝去が執筆の動機となり、朱子の『家礼』を基礎として、我が国諸儒の書を斟酌し、また家庭の旧儀と師友から伝聞したものとを集めて一巻とし、「喪祭私説」と命名したものであるという。甃庵は、この書により、「我家（中井家）」に古礼の実践されていたものがあることを後人に知らしめ、それをもって祖先への「孝」を明らかにしようと考えたのである。[3]

こうした甃庵の遺志は、その子竹山および履軒に継承された。宝暦八年（一七五八）、甃庵が没すると、その二年後の宝暦十年（一七六〇）、懐徳堂預り人に就任していた竹山は、弟の履軒とともに本書の補訂を行った。

本文全二十四葉では、「祠室」「神主」から「忌日」「祭禮餘考」まで、条ごとに『家礼』の説を踏まえつつ、考証を加えている。[4] そこでまずは、「祠堂」について、朱子の『家礼』と懐徳堂の『喪祭私説』とを比較してみることにしよう。

以下に対照表を作成した。『家礼』の「祠堂」に関する記述を便宜上①～⑪に区分した上で、表の上段に『家礼』の本文と夾注、その下に各々対応する『喪祭私説』の文言を掲げる。

『家礼』「喪祭私説」対照表（便宜上①～⑪に分段）

朱子『家礼』（上段本文、下段夾注）	『喪祭私説』
①君子將營宮室、先立祠堂於正寢之東（君子は屋敷を構えようとする時には先ず正寝の東に祠堂を立てる。）	「凡屋宇之間、先立祠室」 朱子祠堂之制、三間、而有中門外門、及神厨遺書衣物祭器庫、我邦士庶之家、往々狹隘、不能輒具、朱子又為家貧地狹者、設一間之制、然謂立之於正寢若廳事之東、亦亦或難行之、今但視屋宇之制、就便設之、其制大容三席、南設戸二扇、以擬外門、其内近北一席、架滑板為龕、大竟席、高三尺、施戸二扇、以擬中門、龕下亦設戸、以擬厨庫、蔵遺物祭器、龕前二席、置香案設香爐、以為家衆拝位、不許置他物、大抵祠室、須準此制、隨宜増損焉、人有貧富、勢有可否、礼廢之久、不可拘以定制也、○屋宇之制、不問何向背、但以前為南、後為北、左為東、右為西、後皆倣此、
祠堂之制、三間、外爲中門、中門外爲兩階、皆三級、東曰阼階、西曰西階。皆下隨地廣狹以屋覆之、令可容家衆叙立。又爲遺書衣物祭器庫及神厨於其東。繚以周垣、別爲外門、常加扁閉。若家貧地狹、則止爲一間、不立厨庫、而東西壁下置立兩櫃、西藏遺書衣物、東藏祭器亦可。正寢謂前堂也。地狹、則於廳事之東亦可。凡祠堂所在之宅、宗子世守之、不得分析。凡屋之制、不問何向背、但以前爲南、後爲北、左爲東、右爲西、後皆放此。	

②爲四龕、以奉先世神主（四つの区間から成る祭壇「龕」を作り、祖先の位牌「神主」を祭る。）

祠堂之内、以北近一架爲四龕、每龕内置一卓。大宗及繼高祖之小宗、則高祖居西、曾祖次之、祖次之、父次之。……神主皆藏於櫝中、置於卓上、南向。龕外各垂小簾、簾外設香卓於堂中、置香爐香合於其上。兩階之間、又設香卓亦如之。非嫡長子、則不敢祭其父。若與嫡長同居、則死而後其子孫爲立祠堂於私室、且隨所繼世數爲龕、俟其出而異居乃備其制。若生而異居、則預於其地立齊以居、如祠堂之制、死則因以爲祠堂。主式見喪禮治葬章。

「以奉先世神主」

高曾祖考、各為一櫝、置於卓上、南向、高祖居西、曾祖次之、祖次之、考次之、其考妣二主、皆同櫝、朱子家禮、分龕為四、各藏一櫝、今從簡制、四櫝共一龕、

③旁親之無後者、以其班祔（傍系親族で子孫のいない者の位牌は、世襲に従ってあわせ祭る。）

伯叔祖父母、祔於高祖。伯叔父母、祔於曾祖。妻若兄弟、若兄弟之妻、祔於祖。子姪祔於父。皆西向。主櫝並如正位。姪之父自立祠堂、則遷而從之。程子曰、無服之殤不祭。下殤之祭、終父母之身。中殤之祭、終兄弟之身。長殤之祭、終兄弟之子之身。成人而無後者、其祭終兄弟之孫之身。此皆以義起者也。

「旁親無後者、以其叙祔」

禮、祔位各祔其祖父母、皆西向、今祠室狹隘、祔叙不得若制、乃有祔主者、宜一以尊卑叙列、本主之次、……○善按、三殤之祭、程子所以義起、今據國制、十七以上為成人、則改以十二至十六、通為長殤、而不立中殤、其長殤之祭、終兄弟之身、成人之祭、終兄弟之子之身、亦或可、

④置祭田（祭祀の費用をまかなうための不動産を用意する。）	初立祠堂、則計見田、每龕取其二十之一以爲祭田、親盡則以爲墓田、後凡正位祔者、皆放此、宗子主之、以給祭用。上世初未置田、則合墓下子孫之田、計數而割之、皆立約聞官、不得典賣。		
⑤具祭器（祭祀のための用具を揃える。）	牀、席、倚、卓、盥盆、火爐、酒食之器、隨其合用之數、皆具貯於庫中而封鎖之、不得它用、無庫、則貯於櫃中。不可貯者、列於外門之内。	「具祭器」 卓、案、火爐酒食之器、隨其合用之数、皆具貯于龕下、不得他用、不可貯者、列于外門之内、若家貧不悉備者、厨下割烹之具、或用燕器、代之、可也、	
⑥主人晨謁於大門之内（祠堂祭祀の責任者「主人」は毎朝正門の中で拝礼する。）	主人謂宗子、主此堂之者。晨謁、深衣、焚香再拝。	「主人、晨謁於外門之内」 主人謂宗子主祭者、晨謁便衣裳、焚香再拝、	
⑦出入必告（外出・帰宅は必ず祠堂に告げる。）	主人主婦近出、則入大門瞻禮、而行歸亦如之。經宿而歸、則焚香再拝。遠出經旬以上、則再拝焚香、告云、「某將適某所、敢告」。又再拝。而行歸亦如之、但告云、「某今日歸自某所、敢見」。經月而歸、則開中門、立於階下、再拝、升自阼階、焚香告畢、再拝降、復位再拝。餘人亦然、	「出入必告」 主人主婦近出、瞻禮而行、歸亦如之、經宿而歸、則焚香再拝、遠出經旬以上、則焚香告以適某所、再拝而行、歸亦如之、但告以歸自某所、經月而歸、則開中門、焚香告畢、再拝四（而）退、餘人亦然、但不開中門○凡主婦、謂主人之妻、	

	但不開中門。凡主婦、謂主人之妻。凡升降、惟主人由阼階、主婦及餘人雖尊長亦由西階。凡拜、男子再拜、則婦人四拜、謂之俠拜、其男女相答拜亦然。	
⑧正至、朔望則參（新年や冬至、毎月の一日と十五日には祠堂に参拝する。）	正至、朔望前一日、灑掃齊宿。……	
⑨俗節則獻以時食（俗習の祭日には季節の料理を供える。）	節如清明・寒食・重午・中元・重陽之類。凡鄉俗所尚者、食如角黍、凡其節之所尚者、薦以大盤、間以蔬果。禮如正至・朔日之儀。	
⑩有事則告（何か重大事が起こったら祠堂に告げる。）	如正至・朔日之儀。但獻茶酒、再拜訖。主婦先降復位。主人立於香卓之南。……凡言祝版者、用版長一尺、高五寸、以紙書文、黏於其上、畢、則揭而焚之、其首尾皆如前。但於皇高祖考・皇高祖妣、自稱「孝元孫」、於皇曾祖考・皇曾祖妣、自稱「孝曾孫」、於皇祖考・皇祖妣、自稱「孝孫」、於皇考・皇妣、自稱「孝子」。	

	有官封謚則皆稱之、無則以生時行第稱號、加於府君之上。妣曰「某氏夫人」。凡自稱、非宗子不言孝。告事之祝、四龕共爲一版、自稱以其最尊者爲主、止告正位、不告祔位、茶酒則並設之。		
⑪或有水火盗賊、則先救祠堂、遷神主遺書、次及祭器、然後及家財。易世則改題主而遍遷之。（洪水・火災・盗賊などに遭ったら、まず祠堂を救い、祖先の位牌や書き物、ついで祭祀の用具を他の場所に移す。家財道具はそのあと。世代が替われば位牌の文字を書き換え、祭壇の配列も変更する。）	改題遍遷、禮見喪禮大祥章。大宗之家、始祖親盡則藏其主於墓所、而大宗猶主其墓田、以奉其墓祭、歲率宗人一祭之、百世不改。其第二世以下祖親盡、及小宗之家高祖親盡、則遷其主而埋之、其墓田則諸位迭掌、而歲率其子孫一祭之、亦百世不改也。	「或有水火盗賊、則先救祠室、遷神主遺書、次及祭器、然後及家財、易世則遍遷之」	親盡之主、埋之於墓側、或墓遠者預設木函、姑祧之其中、以藏龕下可也。

この表から明らかなように、『喪祭私説』は、必ずしも『家礼』の文言をそのまま忠実に襲っているわけではない。結論を先に言えば、『喪祭私説』は「祠堂」について、『家礼』の精神を尊重しながらも、日本の住宅事情や貧富の差などを考慮して、その規定については必ずしも墨守せず、柔軟に受容しようとしていることが分かる。

まず「祠堂」という名称については、「朱子、廟制の経に見えず、且つ士庶の為すを得ざる者有るを以て、特に祠堂を以て之に名づく。今、其の簡に従い別に搆えざるを以て、姑く祠室を以て称す」と述べて、以下「祠室」と称す。つまり、朱子の『家礼』を簡略化し、祠

堂を独立した構造物として建設するのではなく、あくまで部屋の一部をそれに当てるという意味で、「祠室」と称するというのである。

次に、①では、『家礼』の「君子将營宮室、先立祠堂於正寢之東」という規定に対して、ただ「凡そ屋宇の間、先ず祠室を立つ」とだけ記し、「正寢の東」という方位については言及しない。また、朱子の「三間」の制について、日本の家は「往々にして狭隘」で、「中門外門」「神厨遺書衣物祭器庫」などを完備するのは難しいと説く。「祠堂」を「正寢」の東に設営するのが困難であるというのも同様の理由である。その上で、「戸二扇」を「外門」に「擬」するなどして、可能な限り『家礼』の趣旨を尊重しようとする。

②では、「四龕」を作り、各々に一神主を祭るという『家礼』の規定に対し、「簡制」により、「四櫝」を「一龕」に収めるとする。「龕」を作るという点については『家礼』に従うわけであるが、四つの祭壇の区画を設けるという点については、右の「往々にして狭隘」という事情に配慮して、「簡制」でよいとするのである。

③の『家礼』の規定は、「旁親之無後者（傍系親族で子孫のいない者の位牌）」は世襲に従って各々あわせ祭るとするもので、これは例えば、「伯叔祖父母は高祖に祔す（伯叔祖父母、祔於高祖）」とする如くである。しかし、『喪祭私説』は、祠室が狭隘な場合には、尊卑の序列に従い「本主」の側に一括して祭るとしている。これも、②の「四龕」を設けなくてもよいとする点に関連する見解であろう。

このように、『家礼』の精神を尊重しつつも簡易な方法でよいとする点は、次の⑤も同様である。⑤の「具祭器」では、もし貧しくて祭器を全て備えることができない場合には、日常飲食用の器で代行してもよいとする。祭器と日常の飲食器とは、本来区別すべきであるが、『喪祭私説』は、貧困のため祭器を常備できないという場合を想定し、配慮しているのである。⑪では、墓が遠い場合には、木箱の中に神主を入れて、龕下に仮置きしてもよいとする。これも、同様に「簡制」の趣旨と理解できる。[5]

なお、『喪祭私説』は、④の「置祭田」、および⑧⑨⑩については言及せず、⑥の「主人晨謁於大門之内」と⑦の「出入必告」については、ほぼ『家礼』に従っている。この内、⑥⑦が特に『家礼』と相違していないのは、それが基本的な設営や備品に関することではなく、挨拶に関することだからであろう。①②③⑤などは住宅事情や経済力などに関わることであるが、挨拶という行為は、そうした物的要因に左右されることなく遵守できるからである。

以上、『家礼』と『喪祭私説』とを対照してみた。それにより、『喪祭私説』が『家礼』の精神を尊重しつつも、日本の実情を踏まえて、「祠堂」に関する規定を柔軟に受容しようとしていたことが判明した。

二、懐徳堂の祭祀空間 ― 「祠堂」の変遷 ―

それでは、こうした『喪祭私説』の考え方は、実際に「懐徳堂」という空間においてどのように反映されていたのであろうか。もちろん懐徳堂は学問所という公的な空間であるが、同時に、歴代教授の住居という私的な空間でもあった。朱子『家礼』との関係が注目される。

そこで、懐徳堂絵図屏風に目を転じてみよう。この屏風は、全十二面からなる。その第十面（**図3**）に、中井桐園の題字による「懐徳堂結構新旧図」という表題が見える。つまりこの屏風は、創立以後、何度かにわたって増改築を経た懐徳堂の姿を列挙したものなのである。

本章では、この資料を手がかりに、懐徳堂の「祠堂」について考察を加えてみたい。なお、この屏風に貼り付けてある主な図面は九枚あるが、それらを時代に沿って便宜上①～⑨の番号を付けて検討する。

（一）創立時から寛政類焼前まで

まず、享保九年（一七二四）の懐徳堂創立時から寛政四年（一七九二）に懐徳堂が全焼するまでの時期の図面を検討しよう。

①－aは創立時の懐徳堂を描いたとされる図面である。屏風第十面に貼り付けられており、中井木菟麻呂は「学校最旧絵図」と称している。[6]「懐徳堂」という明確な表題はないものの、図面下部に「此街自東達西、呼曰尼崎一丁目」の記載があり、「講堂」が描かれていることから、懐徳堂であることは間違いない。また、この図面の下段に貼り付けられた附記（**①－b**）によれば、間口（東西）六間半、奥行（南北）十間、計百三十坪とされており、こうした記述からもこれが懐徳堂であったことが裏付けられる。

この図面によれば、懐徳堂は北側の「講堂」、中間部の中庭、南側の「師室」から構成されていたことが分かる。この内、「師室」の奥（西）に「書格」「祠龕」とあり、この内の「祠龕」が『家礼』の説く「祠堂」に相当する空間であったことが推測される。但し、その位置は、敷地全体の中では南西部、「師室」を基準にしてもその西側であり、『家礼』の「先立祠堂於正寢之東」という規定からは外

れている。また、「祠龕」とは記されているものの、図面ではそれが四区画には区切られておらず、『家礼』の規定する「四龕」があったかどうかは確認できない。

なお、この図面はこれまで図①ーaのように単独で紹介されてきているが、その下段に貼り付けられている一枚の附記部分（①ーb）も、本来はその図面の左側に連続していたことが、資料の接合状況から分かる。この屏風に貼り付ける際、またはそれ以前に、図面の部分と附記の部分とが裁断されたと推測される。

次に②ーa（屏風第四面）は、図面上部に「大坂学校之図」、下部に「天明二年（一七八二）十一月二十三日桑名克一書」の記載がある。欄外に「街　今橋筋尼崎町壹丁目、地　東西十一間四尺五寸、南北二十間」「此図也以鐵尺二寸當一畝」の注記も見え、敷地北側に「道明寺屋醤油倉」があることも確認できる。

この図では、一階各部屋の畳数は各々克明に記されているが、祠堂あるいはそれに該当すると思われる記述はない。そこで、屏風第三面に貼り付けられている二階部分の図（②ーb）に目を転ずると、二階の「四畳半」に隣接した一角に「祠室」と記されていることが分かる。また、二階全体に「中井二階之図」という表題があり、[7]「祠室」の左横には「祠室ハ講堂ノ上へ出ヅ」との注記が見える。つまり、一階の講堂のほぼ上部に「祠室」があったわけである。

③ーa（屏風第二面）はこれとほとんど同様の図面であり、二階部分（③ーb、屏風第二面下部左側）についてはやはり「四畳半」に隣接した一角に「祠室」がある。左横の注記が「コレハ講堂ノ上へ出ヅル」となっている点だけが僅かな相違点である。抄写者も恐らく②同様、「桑名克一」であろう。

この②③と一階の構造がやや異なるのが④ーa（屏風第一面）である。これは、寛政焼失前の懐徳堂で、「大坂尼崎町一丁目学校類焼前之図」と表題が記され、上部欄外に「尼崎町一丁目学校表口十一間四尺五寸裏行二十間」と注記されている。抄写者について、中井木菟麻呂は、「桑名克一」としている。[8]

この図が抄写された時期は未詳であるが、手がかりとなるのは「道明寺屋醤油倉」の有無である。もともと懐徳堂の敷地北側には、②ーa、③ーaのように「道明寺屋醤油倉」があった。これは、懐徳堂の敷地を提供したのが五同志の一人道明寺屋であったことによる。ところが、この図には、その「醤油倉」のあった位置に「土蔵」「納屋」が設けられていることが分かる。従って、この④ーaは、その

後改築された懐徳堂の図面で、表題にある通り、寛政年間に焼失する直前の図ではなかったかと推測される。

但し、「祠室」の位置については、②③と同様であり、屏風第二面下部右側に貼り付けられている二階部分の図（④―b）に目を転ずると、二階の「四畳半」に隣接した一角に「祠室」と記されていることが分かる。

これら初期懐徳堂の平面図からは、一応「祠室」の存在が確認できるものの、『家礼』の「君子将營宮室、先立祠堂於正寢之東」「為四龕」という規定が遵守されていた形跡はない。むしろ、祠堂を正寝の東に設置するのは困難で、「龕」も一つでよいとする『喪祭私説』の立場に近いと言える。ただ、これは、懐徳堂の敷地がもともと道明寺屋から提供されたものであり、主要な構造物を建設する際にも、その敷地・建物が制約となって、懐徳堂側の理念がそのまま反映されなかったという可能性も一応想定できる。

それでは、寛政年間に懐徳堂が焼失し、その再建計画を立案する際に、『家礼』の規定はそのまま受容されたのであろうか。そこで次に寛政再建時における懐徳堂の構造に目を転じてみよう。

（二）寛政再建時

寛政四年（一七九二）五月、懐徳堂は市中の大火により類焼し、学舎は全焼した。時の学主中井竹山は、直ちに再建に乗り出し、大坂町奉行所、江戸幕府との交渉を重ね、ようやく寛政七年（一七九五）に再建計画が整い七月に着工、翌寛政八年七月に竣工した。この間の事情について、中井木菟麻呂が記した懐徳堂の編年史『懐徳堂紀年』には、次のような説明が見える。

・四年壬子……夏五月十六日、大坂大災あり。十七日、火府に及ぶ。片瓦も完からず。是の月、竹山本府に上書して官学を興建するを請う。

・五年癸丑……是の月（夏四月）竹山命を承けて重建図様二通を上る。其の一は区を増して聖廟を建造す。其の一は旧区に拠りて稍堂構を弘む。府前者を許さず。亦命に依りて経営予算を上る。計千四五百金なり。更に命に依りて算を改め、計千八十なり。府之を計りて千三十金と為す。冬十二月、江府更に減算を命ず。意は五百金に在り。

・六年甲寅春正月、更に之を減じ、七百五十金より以て五百三四十金に至る。図様を回収して之を請う。府之を容る。

・七年乙卯……秋七月六日、西衙竹山を召して、大命を宣諭し、饗舎を重建するを許し、賜うに金鈑三百を以てす。明日衙に至りて拝謝す。八月十日、工に即く。学寮より始めて以て門塀・玄関・講堂・東西房に及ぶ。以下次に依る。

・八年丙辰七月、竣を告ぐ。堂構旧に復す。費やす所七百余金なり。同氏・門生貲を捐てて鳩功し、以て完成を致す。

ここで注目されるのは、寛政五年四月に中井竹山が「重建図様二通」を提出したという点である。前者は「区を増して聖廟を建造す」、すなわちこの機に乗じて敷地を拡大し、新たに「聖廟」（孔子廟）を設けようとする案であり、後者は「旧区に拠りて稍堂構を弘む」、つまり敷地面積は旧来通りながら講堂をやや拡張するという案であった。この内、基本的に認められたのは後者の案であり、しかも、『懐徳堂紀年』が記す通り、その後、懐徳堂側の見積額と幕府からの援助金との摺り合わせが激しく繰り返された。当初、「千四五百金」と弾き出された見積額は、度重なる査定の末に、結局は「三百金」まで減額された。総工費は「七百余金」。幕府からの下賜金を除く四百余金は懐徳堂の支援者や門生の醵金によって賄われたのである。

さて、この再建に関わる図面は、計四枚確認できる。まず⑤―a寛政再建設計図における懐徳堂（一―一）（屏風第六面上段）は、「聖廟」（北西）と三十畳の「講堂」（中央）、「教授宅」（南西）を備えた壮大な案であり、『懐徳堂紀年』に記された「重建図様二通」の内の「前者」に相当するものである。

構造物の配置を見ると、学舎北西側に「祠堂」（⑤―b）があり、その東鄰には「土蔵」、西鄰に「聖廟」がある。「祠堂」は独立した建物で西向きに設置され、「通リエン」を通って西側から入る構造となっている。祠堂の奥（東）には「ヒラキ戸」を隔てて「四龕」が描かれている。

このように、「前者」の案では、祠堂の位置は『家礼』の規定に外れているものの、独立した構造物として重視され、かつ、「四龕」の設置は『家礼』の規定に合致している。また、先の『喪祭私説』の記述を参考にすれば、「ヒラキ戸」が「中門」に擬されている可能性もある。初期の懐徳堂に比べれば、『家礼』の精神をより忠実に反映させようとする案であったと言えよう。

この⑤と同様なのが、⑥―a寛政再建設計図における懐徳堂（一―二）（屏風第六面下段）である。これは、基本的には右の⑤と同様であるが、「祠堂」（⑥―b）が南向きに配置され、「廻リエン」を通って南側から入る構造となっている点に相違がある。祠堂の前

（南）には「エン」、格子二枚で隔てられ、奥（北）には「板間」の奥に、やはり「四龕」がある。ここでも、「格子」が「外門」に擬されている可能性もある。

⑤⑥はこのように、『家礼』の「先立祠堂於正寢之東」という規定には違反しているものの、「祠堂」を独立した構造物として設置し、また、「爲四龕」という点においては『家礼』の規定を遵守しようとしていることが分かる。[9]

しかし、この「前者」の案は結局認められなかった。再建計画の基本として認定されたのは、「後者」の案である。⑦―a寛政再建設計図における懐徳堂（二―一）（屏風第七面）は、⑤⑥とは異なり、「聖廟」や「教授宅」を備えない案で、『懐徳堂紀年』に記された「重建図様二通」の内の「後者」に相当する案である。「講堂」も三十畳から十五畳に縮小されている。表題は「寛政五年癸丑八月　学校旧地面再建絵図」とある。

この図面では、学舎北西の隅に、南向きの「祠堂」（⑦―b）が見える。南側の「ヌレエン」から入る四畳半の部屋で、四龕の記述はないが、奥に「板敷」が描かれており、棚が四区画に仕切られている。「前者」の案ほど明確ではないが、やはり「四龕」を設置するという意識はあったのであろう。

これと同様なのが、⑧寛政再建設計図における懐徳堂（二―二）（屏風第十一面）である。この図面は、他の図面に比べると極めて簡略な図で、言わばラフスケッチといった描かれ方をしている。ただ「講堂」が「二十畳」と記載されているので、⑦を単にラフに書いたものというよりは、⑦の案に落ち着く前の下絵であったという可能性も考えられる。

全体の構造は、基本的には⑦と同様であるが、「祠堂」が東向きで、「マハリエン」を通って横（南）から入る構造となっている点がやや異なる。また祠堂の奥に棚らしきものが描かれている。畳数の記載はないが、他の部屋との比較から四畳半くらいかと推測される。

以上は、中井竹山が提出した「重建図様二通」に関連する図面である。そこからは、竹山が大坂町奉行所や江戸幕府と困難な交渉を重ねていった労苦が偲ばれる。ただいずれにしても、全焼した敷地に改めて再建しようとした案であるにも関わらず、「先立祠堂於正寢之東」という『家礼』の規定が図面上には反映されておらず、「祠堂」の位置はやはり初期懐徳堂と同じく敷地全体の中では北西部に設定されているのである。従って、やはり竹山は、『喪祭私説』の考え方を念頭に置いて、『家礼』の規定を柔軟に取り入れようとしていたのである。

（三）寛政再建から幕末に至る懐徳堂

そして、度重なる交渉の果てに最終的な着工図面となったのが、⑨寛政再建着工時における懐徳堂（屏風第十二面）である。ここには、中井竹山の手により「寛政七年乙卯（一七九五）七月六　官命を受候　学校再建同八月十日釿始」と記載されており、これが、着工時の最終図面であったことが分かる。「講堂」は⑦と同じく十五畳、学舎北西の隅に、東向きの「祠堂」が描かれている。「祠堂」は障子四枚で隔てられた独立した構造物で、東側の「ゑん（縁）」から入る三畳の部屋となっている。障子が中門に擬されている可能性もあるが、祠堂の位置が敷地の北西である点、「このたな四にしきる」と注記されているものの「四龕」と明記されていない点、広さが三畳に縮小されている点など、「前者」（⑤⑥）からは大きく後退した案であると言える。

こうして竣工した懐徳堂は、基本的には幕末まで変更されることはなかったようである。**図4**の図面でそのことを確認してみよう。これは中井木菟麻呂が幼時の記憶を基に記した「旧懐徳堂平面図」（『懐徳』第九号、一九三一年）である。これによれば、学舎の北西、土蔵の南側に「祠堂」があり、基本的には、寛政再建時の位置を継承していることが分かる。⑨に見えていた「池」が埋められ、書庫蔵が増設されているなどの部分的な増改築はあったようであるが、講堂など他の主要な構造物はそのままで、寛政八年（一七九六）に竣工した懐徳堂が、基本的には幕末までその姿を保持したことが分かる。

この幕末の懐徳堂については、木菟麻呂の妹・中井終子が「安政以後の大阪学校」（『懐徳』第九号、一九三一年）として、その構造を次のように解説している。

・文質より北は皆家族の居間に当ててありました……先づ文質の北鄰、此は「奥」と称へて八畳、左の廻り縁を隔てた一室は「祠堂」と称へて、元は歴代の神主を祀ってありましたが、何時頃よりか神主は二階に移されて、此は隠居所になって居ました。

・文質と学寮との間に、二階へ登る表梯子が掛って居ました。二階は六畳二間と二畳一間、それに物置が一間で、竹山の頃から此は全部教授の室と定まって居りましたから、安政以後は教授並河氏の一族が棲まれて、その隣室の六畳には、中井家の祀壇を設け、甃庵以下歴代の神主を祭ってあったといふ事です。

ここには、「祠堂」と「神主」についての重要な証言がある。まず、一階の構造について、もともと「文質（歴代預り人の書斎）より北」は、「奥」すなわち「家族の居間」という中井家の私的空間であったとされている。敷地南側の玄関、東房、講堂などが懐徳堂の公

的空間だとすれば、「文質より北」は私的空間として理解されていたのである。そして、その一室に「祠堂」があり、「歴代の神主を祀って」いたという。ところがいつの頃からか、その「神主」は二階に移されたという。二階は、「文質と学寮との間」にあった梯子で登ったところにあり、「竹山の頃から此は全部教授の室と定まって」いたという。そして二階の六畳には、「中井家の祀壇を設け、甃庵以下歴代の神主を祭ってあった」という。これが、二階に移されたという「神主」である。

ここで注目されるのは、懐徳堂の「祠堂」（または「祠室」）が一階から二階にいつかの時点で移されたこと、またいずれにしても、それは、懐徳堂の公的空間ではなく中井家の私的空間内にあったということ、そして、祭祀の対象たる「神主」が、懐徳堂初代学主の三宅石庵や三代学主の三宅春楼ではなく、第二代学主の中井甃庵以下、歴代の中井家の教授の神主であったということである。このように、終子の証言によれば、懐徳堂の祠堂とは、少なくとも幕末時点では、初代学主三宅石庵以来の懐徳堂歴代教授を祭る祠堂ではなく、中井家の祠室としての意識が強かったことが分かるのである。

このことは、単に祠堂の性格のみではなく、懐徳堂という学問所そのものの基本的性格を示唆する重要な手がかりとなるであろう。懐徳堂は享保九年（一七二四）、大坂の有力町人が三宅石庵を学主に迎えて設立した学問所であり、その時点では、言わば民営の学校であった。二年後に官許を得て、懐徳堂は大坂学問所として公認される。敷地は、名目上、幕府から下賜されたとの形式を取り、お預かりしているとの意味から、その事務長を「預り人」と称した。ただ基本的な運営は、その後も大坂町人が主体的に担っていったので、実質的には「半官半民」の学校であったと言ってよい。学主も当初は世襲を禁じていたが、のち解禁となり、第四代学主の中井竹山以降は、基本的に中井家に関わる学者が学主を務めて幕末に至った。懐徳堂は中井家の私学という性格も否定できない状況にあったのである。

また、明治から大正にかけて、懐徳堂の顕彰と復興を進める運動が展開されるが、その際、注目されるのは、復興と顕彰にかける関係者の意識の微妙なずれである。中井家子孫として中井家学の再興を目指す中井木菟麻呂と、懐徳堂を単に中井家の私学ではないとする懐徳堂記念会、特に記念会を主導した西村天囚との間には、微妙な意識のすれ違い、あるいは確執があったと推測されている。[10] そうした中で、少なくとも木菟麻呂にとっては、この「祠堂」という祭祀空間の位置と甃庵以下の中井家歴代教授を祭ったという「神主」の存在とは、懐徳堂が中井家の学問所であったことを端的に表明するものであったと言えよう。

以上、懐徳堂学舎の歴代の構造、特に「祠堂」「祠室」について概観してきたが、次に、江戸時代の懐徳堂を離れ、別の角度からその

特質について考えてみることにしよう。

三、「観光院」――幻の京都学問所――

天明二年（一七八二）、中井竹山は、京都の公家高辻胤長（一七四〇～一八〇三）の下命によって御所内の学校の設計に取り組み、その内容を「建学私議」（天明二年壬寅七月）にまとめるとともに、図面を呈上した。「建学私議」（『竹山国字牘』所収）によれば、竹山は、校名を『易』の言葉に因んで観光院と名付け、なるべく御所の敷地内に然る地面を取り、「聖堂」を建設し、「配享」は「十哲」などの俗習を絶ってわが日本にての配享の法を定めるべきであり、学派は程朱を宗とすべきことなどを説いた。[11] また、校内の各建物を中国古典の言葉に因んで命名し、六十間四方（三千六百坪）という壮大な敷地の上に配置しようとした。これにより、竹山は、江戸の昌平黌、京都の観光院、大坂の懐徳堂を三都の官立学校と位置づけようとしたのである。

この計画は、京都の大火などにより結局は実現しなかった。幻の京都学問所となったのである。竹山が設計したという図面も散逸したままであったが、昭和五十五年（一九八〇）になってその図面が発見されたことが、梅溪昇「新出の新造学校観光院図について」（『大坂学問史の周辺』）に紹介されている。

図面（**図5**）には、「新造学校観光院図」との表題があり、「天明二年壬寅孟秋　大阪中井積善私擬拝呈　門人古林尚柔謹謄」と附記されている。古林尚柔とは、竹山の門人古林謙斎のことであり、中井竹山に「古林君明壙誌」（『奠陰集』）がある。

この図面を概観すると、敷地の中央奥（北）に「聖堂」があり、その手前（南）に二間計四十八畳の「講堂」、その両側に各十八畳からなる「東廂」「西廂」が配置されていることが分かる。観光院は、基本的な性格としては、江戸の昌平黌と同様「官学」であるとの意識であろうか、図面上に祠堂は見られない。この点が、懐徳堂との大きな相違点である。確かに、昌平黌や他の藩校は、公的な建築物であり、敷地内に聖堂を備えるものはあるが、懐徳堂のように歴代学主の祠堂や祠室が設置される例はない。

このことからも、懐徳堂の半官半民という性格、また、公的空間と私的空間の折衷という特質を改めて理解することができよう。

四、重建懐徳堂の祭祀空間

最後に本章では、大正時代に再建された懐徳堂（いわゆる重建懐徳堂）について言及しておきたい。懐徳堂は幕末の社会変動を乗り切ることができず、幕府と命運をともにした。明治二年（一八六九）、最後の教授並河寒泉は、中井一家とともに懐徳堂を離れ、府下の本庄村に転居した。懐徳堂百四十余年の歴史の幕が下ろされたのである。

だが、それから約四十年の後、懐徳堂の復興運動が盛り上がり、懐徳堂の再建が決定する。明治四十三年（一九一〇）一月、大阪人文会の席上、西村天囚は五井蘭洲伝を講演、懐徳堂記念会の発足が決議された。

さっそく精力的な顕彰活動が開始され、記念会は、明治四十四年以降、毎年十月五日前後の土曜日に記念祭（恒祭、公祭、恒典）を挙行した。同年、懐徳堂の貴重資料が「懐徳堂五種」として復刊され、西村天囚の新聞連載「懐徳堂研究」が『懐徳堂考』として刊行された。さらに、懐徳堂資料を大阪府立博物場において公開する展覧会が催された。先に検討した屏風は、この折に制作され、出展されたものである。大正四年（一九一五）には重建懐徳堂の設計図が完成して八月に着工、翌年九月に竣工した。そこでも無論、懐徳堂公祭は恒例行事として継続された。

それでは、この重建懐徳堂において、祭祀の問題はどのように考えられていたのであろうか。**図6**の重建懐徳堂設計図および**図7**の重建懐徳堂平面図によれば、講堂の奥（東側）に壇（ステージ）があり、その奥に扉を付けた祭壇のような設備があることが分かる。図面ではそれを「祠堂」と称している。

また、大正十五年制定の「懐徳堂記念会奉祀規定」には、次のようにある。

・第一条　懐徳堂記念会ハ本会ノ事業並ニ功労アリタル物故者ヲ奉祀シ毎年一回恒祭ヲ行フ

・第二条　奉祀者ハ理事会ニ於テ之ヲ銓衡シ評議員会ニ協議シテ之ヲ決定ス

祭礼時には、「懐徳堂師儒諸先生神主」および「懐徳堂記念会物故師儒先生功労者諸賢」と記した神位に供物を捧げ、祭壇の前で記念会の理事長が祭文を読み上げたとされる。大阪大学懐徳堂文庫には、大正二年から昭和五十六年までの祭文が残っており、[12] **図8**は、その

祭文の一例である。**図9**は昭和十四年（一九三九）に中井木菟麻呂が中井家伝来の遺書遺物を寄進した際の告文を読み上げている写真であり、奥に二つの大きな神位が見える。

このように、大正時代に再建された懐徳堂では、独立した構造物としての祠堂は見られないものの、講堂奥の祭壇がそれに替わる機能を果たし、また、儒式による祭礼が脈々と継続されていたことが分かるのである。また、祭祀の対象は、江戸時代の懐徳堂のように、中井家歴代の教授に限定することなく、江戸時代の懐徳堂教授、そして明治・大正以降における懐徳堂の教師・功労者を広く包括するものであった。

結　語

懐徳堂初代学主の三宅石庵は、朱子学を根幹としながらも諸学の良い点を柔軟に取り入れたため、その学問は「鵺学問」であると揶揄されることもあった。[13] だが、助教の五井蘭洲や第二代学主中井甃庵によって厳格な朱子学の路線が確立され、これが基本的には幕末まで継承された。

但し、中井履軒の経学研究に端的に見られるとおり、懐徳堂の朱子学は、単なる朱子注釈の祖述ではなかった。朱子を初めとする中国学者の理解、時には経文自体についても、大胆な新解釈を提示する。三宅石庵以降継承された、懐徳堂学派の代表的学説「中庸錯簡説」も、『中庸』の本文配列に異を唱えるものであった。こうした点から、懐徳堂学派の特色は、朱子学という大枠の中ではあるものの、かなりの「自由」「独創」にあったと言うことも可能である。

また、そもそも中国の文物や学問の受容は、日本の儒者にとって、時に大きな難題と感じられることもあった。そのままでは受容・踏襲できないという場合であり、祠堂の設置はその端的な例である。その際、懐徳堂学派が選んだのは、朱子学の精神については可能な限り尊重しつつも、日本の実情に照らして困難と思われる構造物などについては、柔軟に代替案を用意するというものであった。懐徳堂の祠堂とは、江戸時代の学者が、朱子の規定と折り合いを付けながら中国文化を受容しようとした、その苦心の跡を示す祭祀空間だったのである。

注

（1）その詳しい経緯については、中井木菟麻呂「懐徳堂遺物寄進の記」（『懐徳』第十一号、一九三三年）に次のように記されている。「西村碩園博士が海外旅行より帰られた際、網嶼の鮒宇にて歓迎会があつて、余も招請に預つたが、同日加島村小笠原氏に預けてあつた懐徳堂の刻額や、破れたる竹行李を取り来りて、鮒宇の席上に開展したのであつたが、その行李の中には、余も始めて見たる懐徳堂の絵図類や諸種の記録類などがあつたが、懐徳堂展覧会の際、それらの絵図類や家に保存してあつた書類より懐徳堂の構図に関する者を収輯して、大屏風一双を造つたのが是である」。なお、この屏風を含め、本稿に掲載する画像は、すべて大阪大学懐徳堂文庫所蔵資料による。

（2）小島毅『中国近世における礼の言説』（東京大学出版会、一九九六年）、吾妻重二『朱熹『家礼』の版本と思想に関する実証的研究』（科研報告書、二〇〇三年）参照。

（3）『喪祭私説』自叙に「乃ち僭踰を忘れ、朱子家礼・丘氏儀節に拠り、併せて我が邦諸儒の書を攷（かんが）え、参互斟酌し、間えるに家庭の旧儀と師友に聞く所とを以て輯めて一巻と為し、名づけて喪祭私説と曰う」、「庶わくは吾が従子輩、長成の日、此の書を覩るを得、乃ち我が家に古礼の行うべき者有るを知りて敬依崇奉し、以て孝を祖先に致し、併せて以て余の追念を佑けん」とある。

（4）本稿で対象とするテキストは、懐徳堂文庫所蔵本の内の『喪祭私説附幽人先生服忌図』（抄者未詳）である。外形寸法は縦二六・七㎝×横一九・三㎝。『懐徳堂文庫図書目録』該当頁は国書十二頁上である。このテキストを含む懐徳堂文庫本『喪祭私説』の書誌情報の詳細については、湯浅邦弘編『懐徳堂文庫の研究２００５』（大阪大学文学研究科、二〇〇五年）参照。

（5）もっとも、『喪祭私説』全体には、『家礼』を受容することによる仏教批判の一面があったとされる。この点については、高橋文博「『喪祭私説』における「家礼」受容 ― 徳川儒教における仏教批判の一方向 ―」（『懐徳』第六十一号、二〇〇三年）参照。氏の見解に依拠すれば、ここも、仏寺側の力の及びやすい墓所ではなく、あくまで家の内部の祭祀空間に力点を置こうとしていた意識の反映と捉えることもできよう。

（6）注（1）前掲の中井木菟麻呂「懐徳堂遺物寄進の記」。

（7）この点は、懐徳堂と学主との関係を考察する上で貴重な手がかりとなる。詳細については、本章の（三）で後述する。

（8）注（1）前掲の中井木菟麻呂「懐徳堂遺物寄進の記」。

(9) 中井木菟麻呂「懐徳堂遺物寄進の記」は、この⑤⑥の関係について、⑤が⑥の「下図」（下絵）であり、⑥が幕府に提出したものの「下図」であるとしている。

(10) 大正天皇に献上された懐徳堂の編年史『懐徳堂紀年』をめぐる両者の関係について考察したものに、竹田健二氏の一連の論考がある。同氏「『懐徳堂紀年』とその成立過程」（『中国研究集刊』三二号、二〇〇三年）、「［資料紹介］宮内庁書陵部蔵『懐徳堂紀年』」（『懐徳』七二号、二〇〇四年）、「資料紹介新田文庫本『懐徳堂紀年』」（『国語教育論叢』十三号、二〇〇三年）参照。

(11) 「ソノ配享ノ義ハ、假ノ舎菜ノ時ハトモカクモノ御事カ、モシ聖堂御建立モゴザ候節ハ、屹度御議定ヲ以テ、永制ヲ御立遊バサレ、十哲ナドノ俗習ヲ廃絶シ、吾日本ニテノ配享ノ法モゴザアルベキコトニ存ジ奉リ候」。

(12) 記念祭は戦時中も絶えることなく継続されたようで、昭和十年代、二十年代の祭文も各年度のものが残っている。ただ、なぜか昭和三十四年と三十五年の祭文が散逸している。また、昭和五十七年からは、懐徳堂友の会が結成されたことにより、記念祭に代わる行事として、中井家の菩提寺である誓願寺において毎年春に懐徳忌が挙行されている。

(13) 鵺とは、伝説上の怪獣の名で、頭は猿、足は虎、尾は蛇に似ていると言われる。『先哲叢談』には、「世石菴を呼んで鵺学問と為す。此れ其の首は朱子、尾は陽明、而して声は仁斎に似たるを謂うなり」という香川修徳（号は太沖）の言が見える。

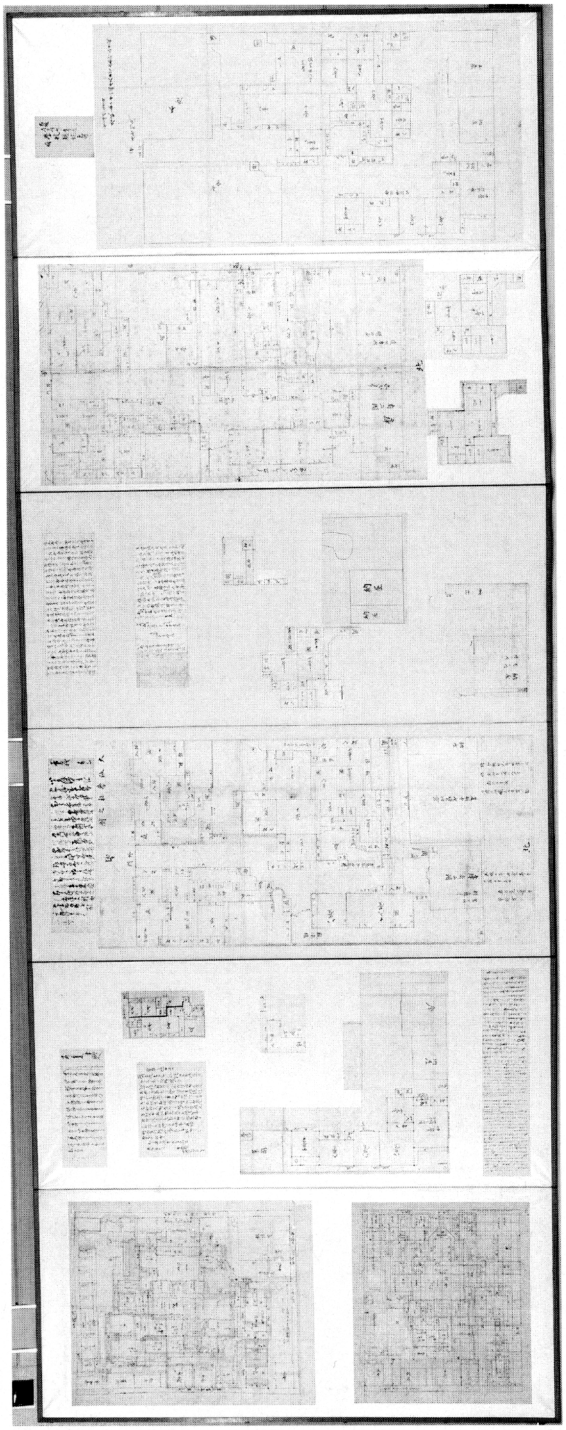

図1　懐徳堂絵図屏風　1

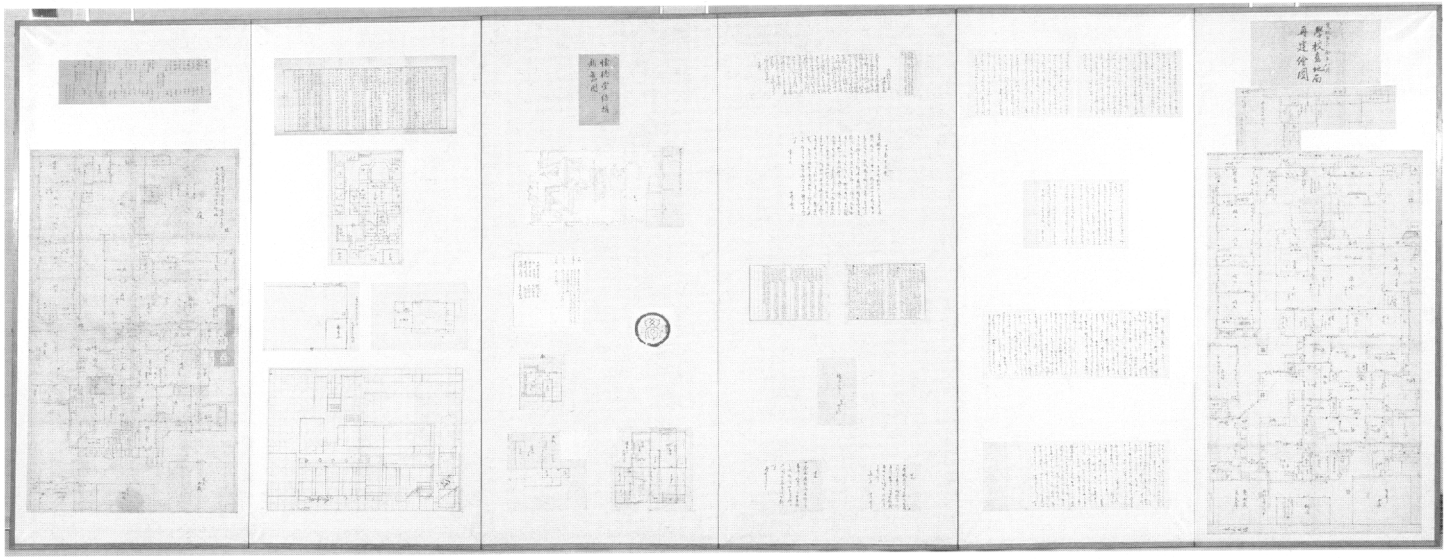

図2　懐徳堂絵図屏風　2

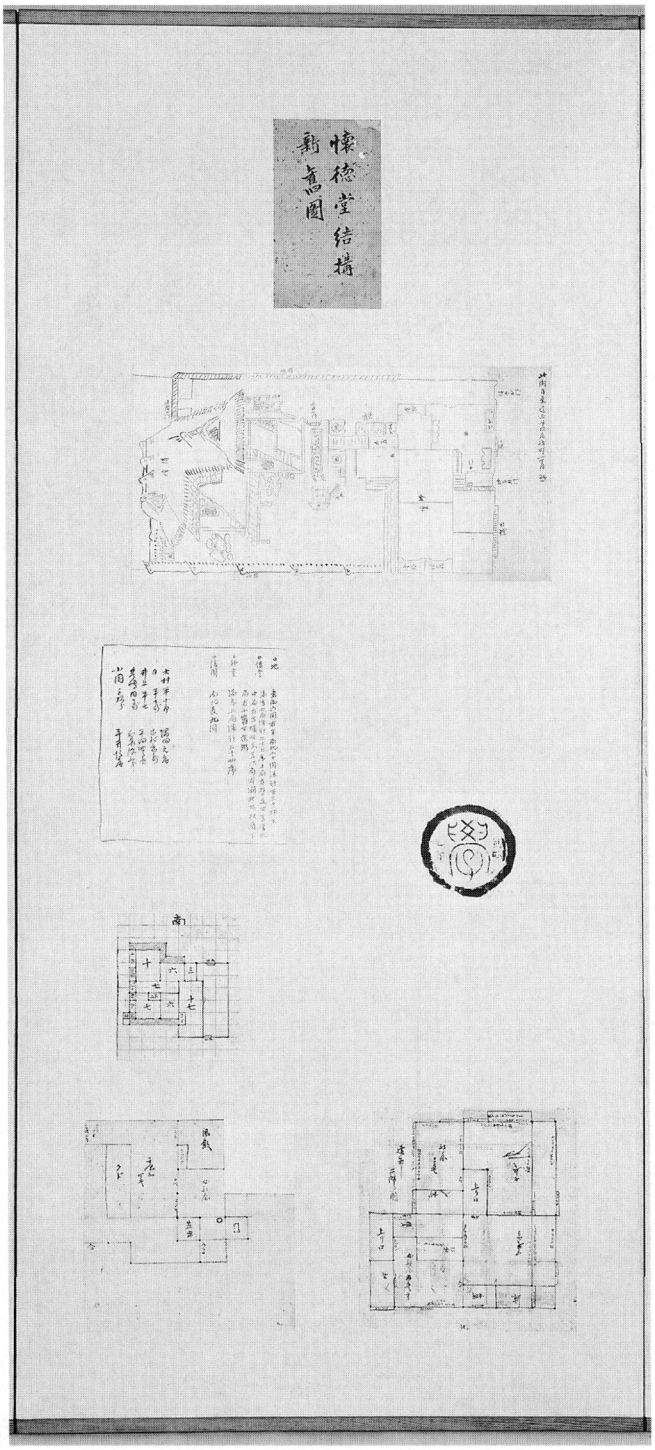

図 3　懐徳堂絵図屏風第十面

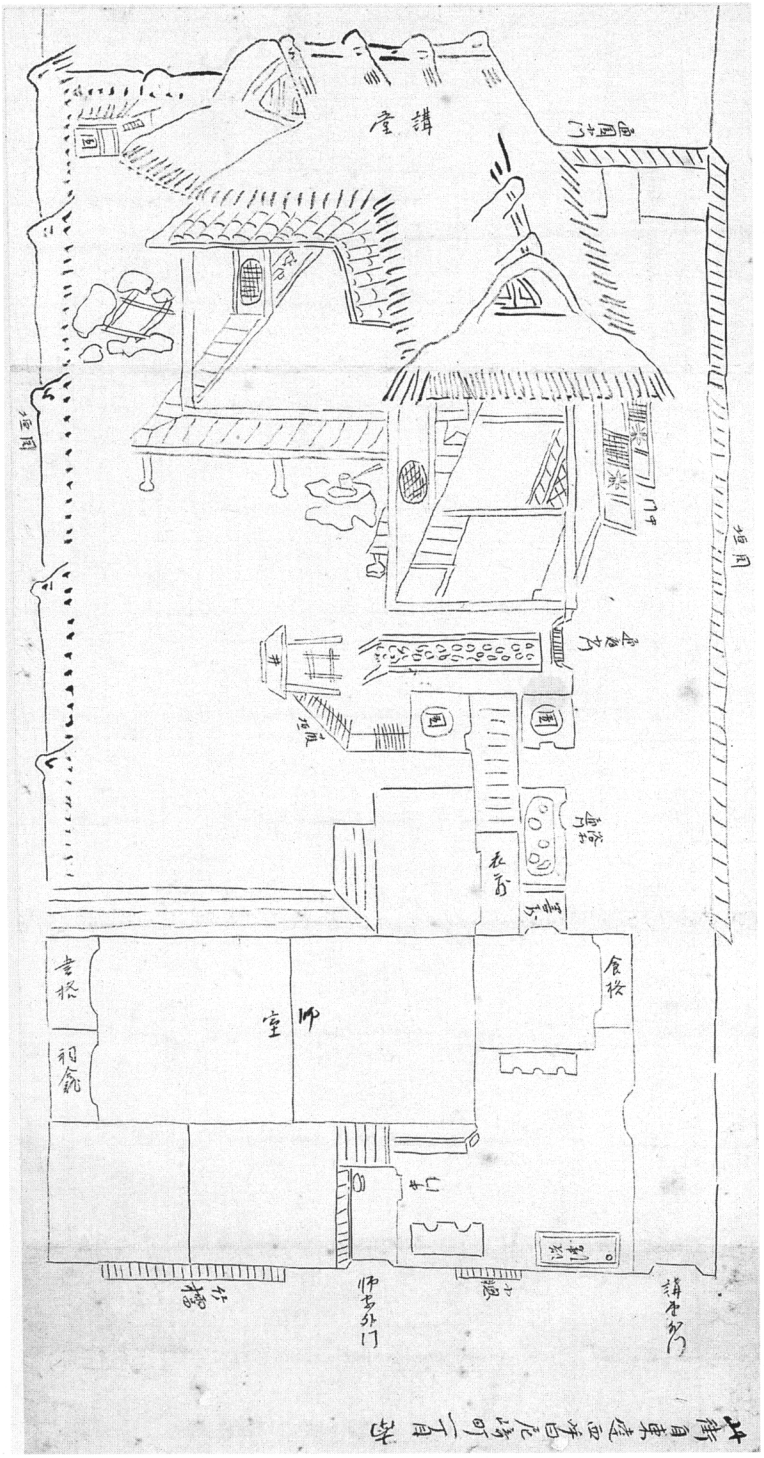

①－a　創立時の懐徳堂

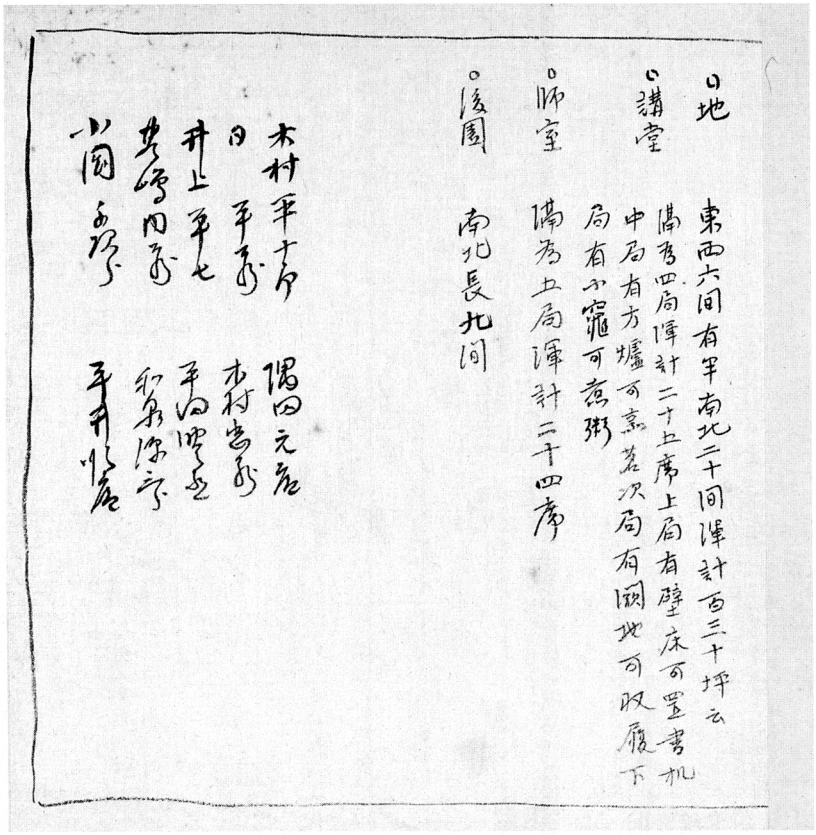

①－b　創立時の懐徳堂・附記

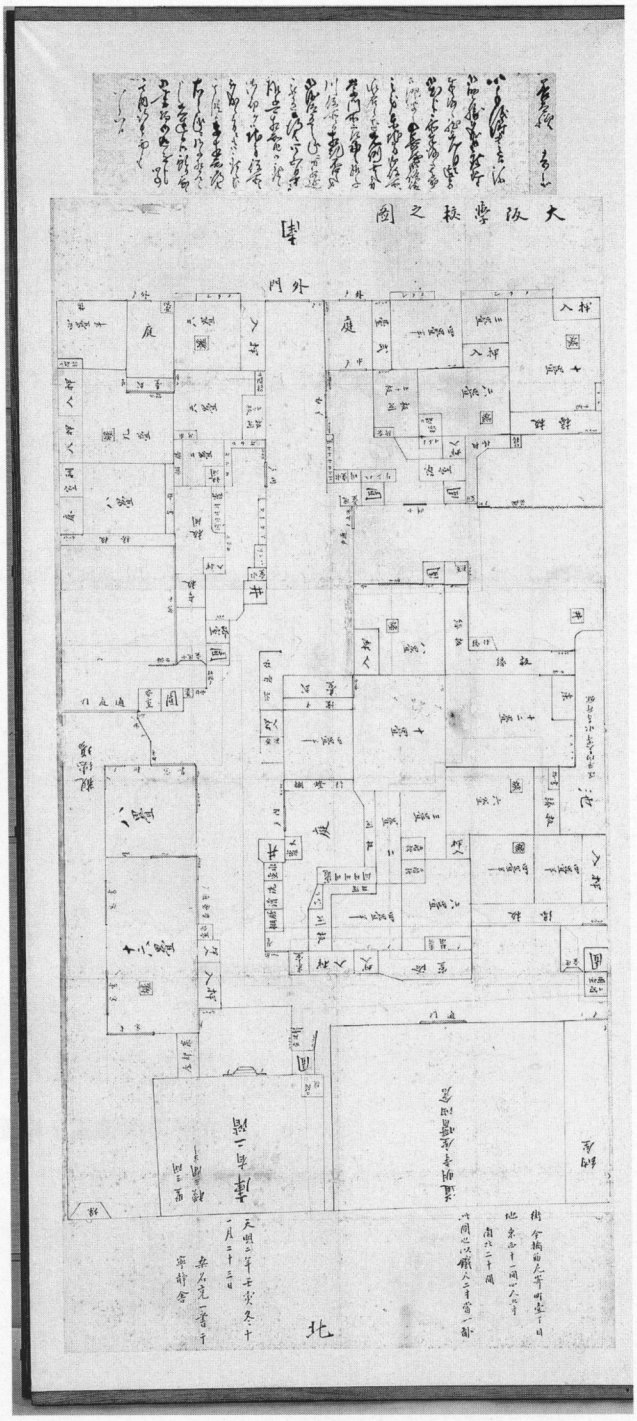

②ーa　大坂学校之図

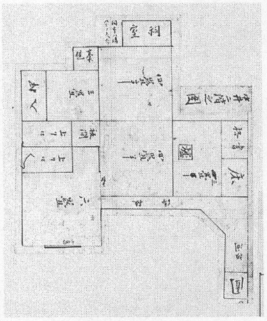

②ーb　大坂学校之図・二階部分

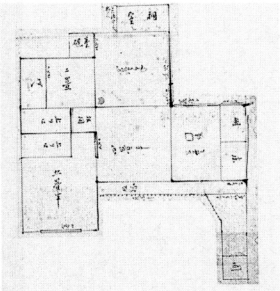

③－b　屏風第二面下部
左側・二階部分

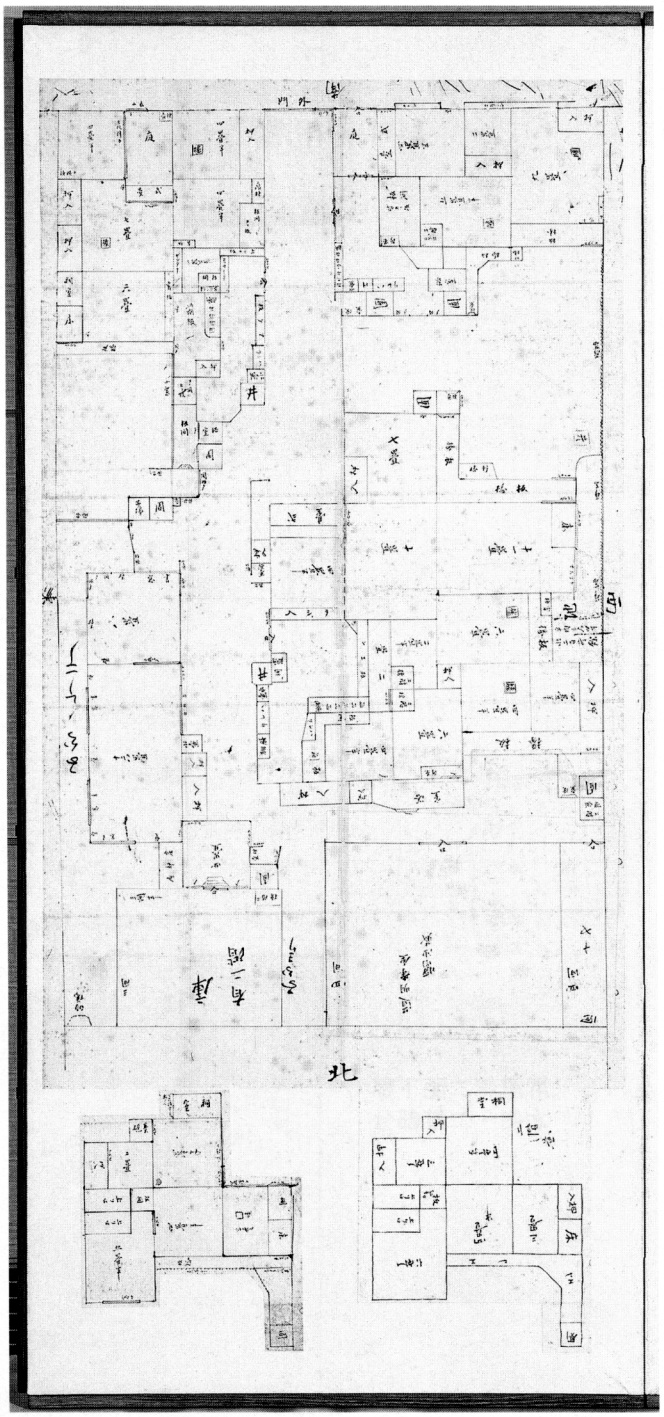

③－a　懐徳堂絵図屏風第二面

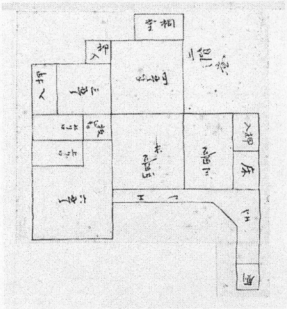

④ー b　屏風第二面下部
右側・二階部分

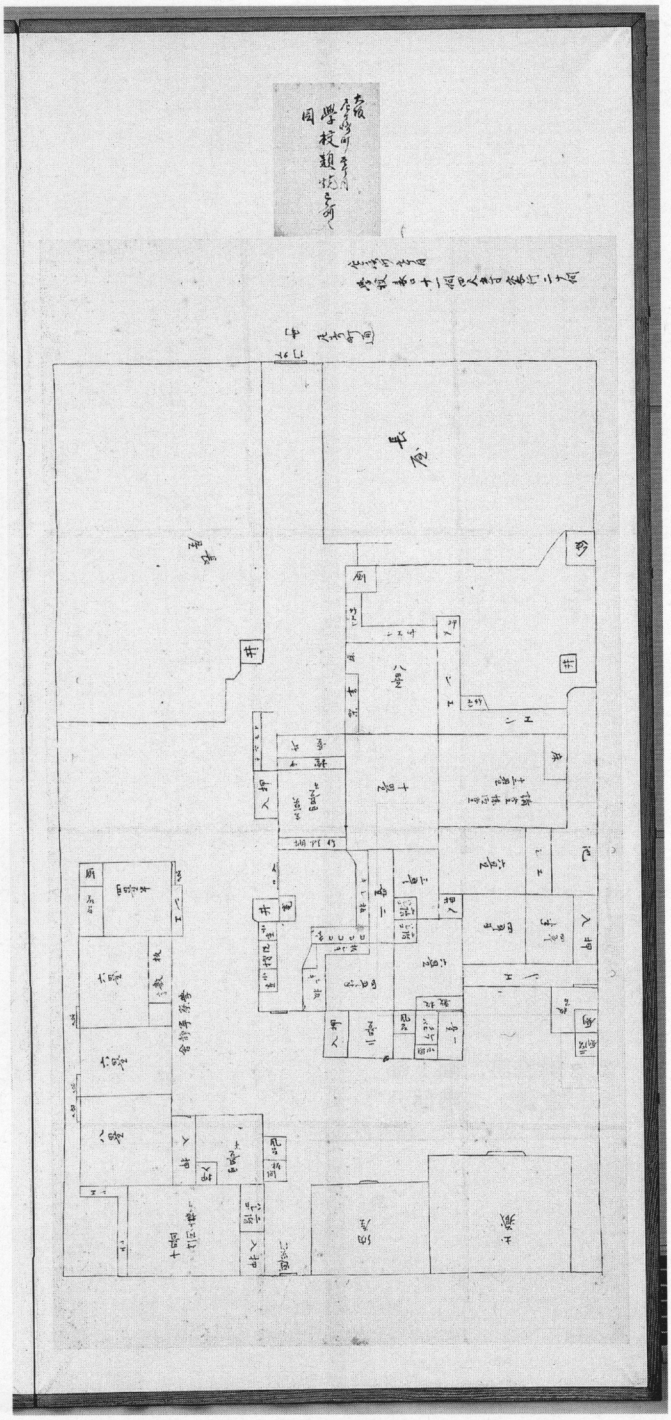

④ー a　屏風第一面「大坂尼崎町一丁目学校類焼前之図」

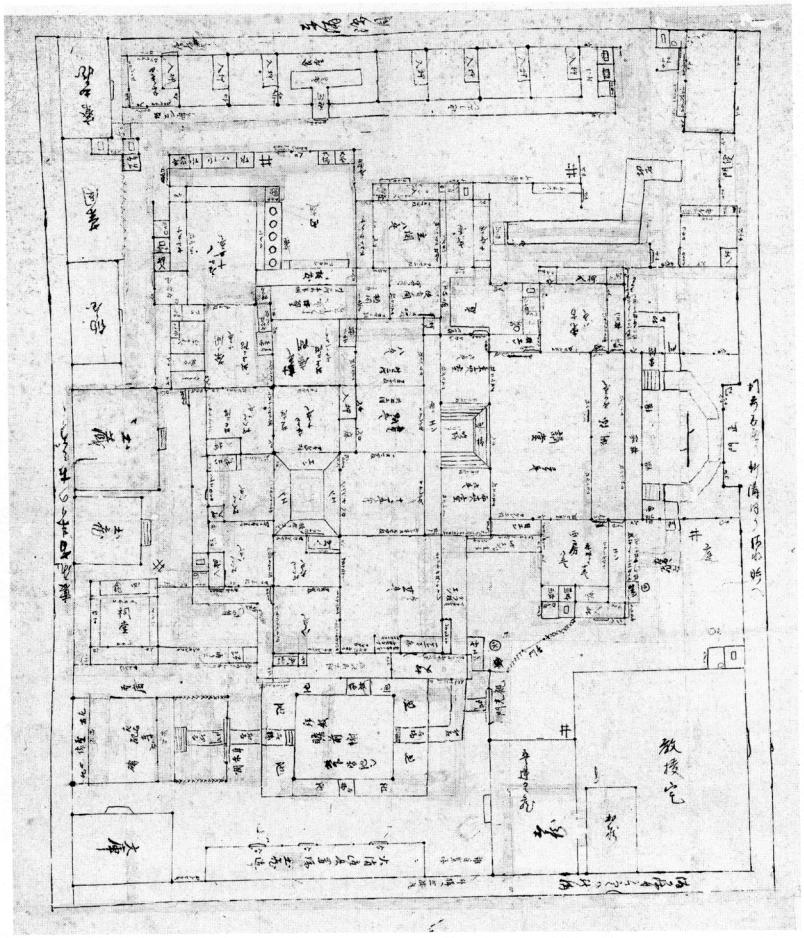

⑤－a　寛政再建設計図における懐徳堂(1-1)

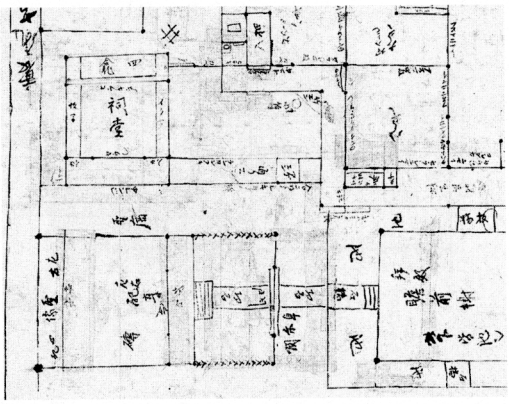

⑤－b　(1-1) の「祠堂」「聖廟」

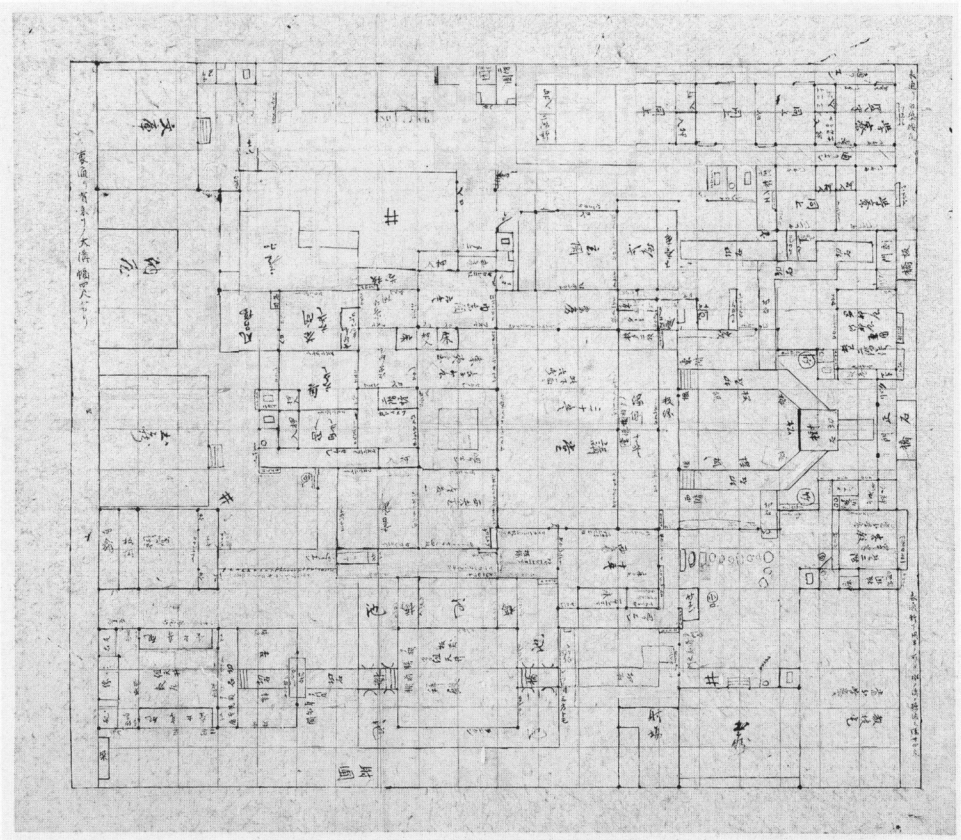

⑥－a　寛政再建設計図における懐徳堂(1-2)

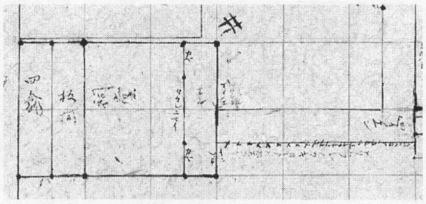

⑥－b　(1-2) の「祠堂」

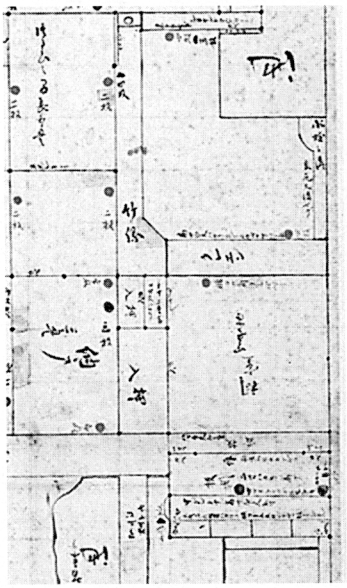

⑦－b　(2-1) の「祠堂」

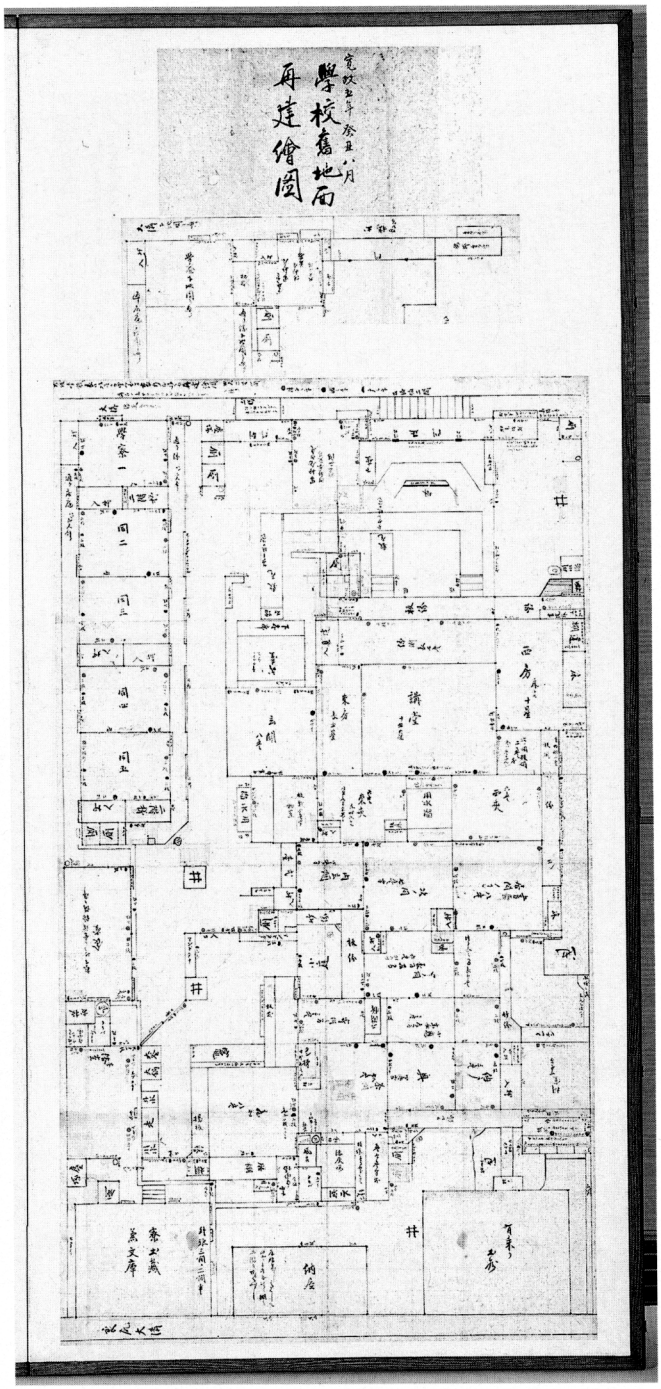

⑦－a　寛政再建設計図における懐徳堂(2-1)

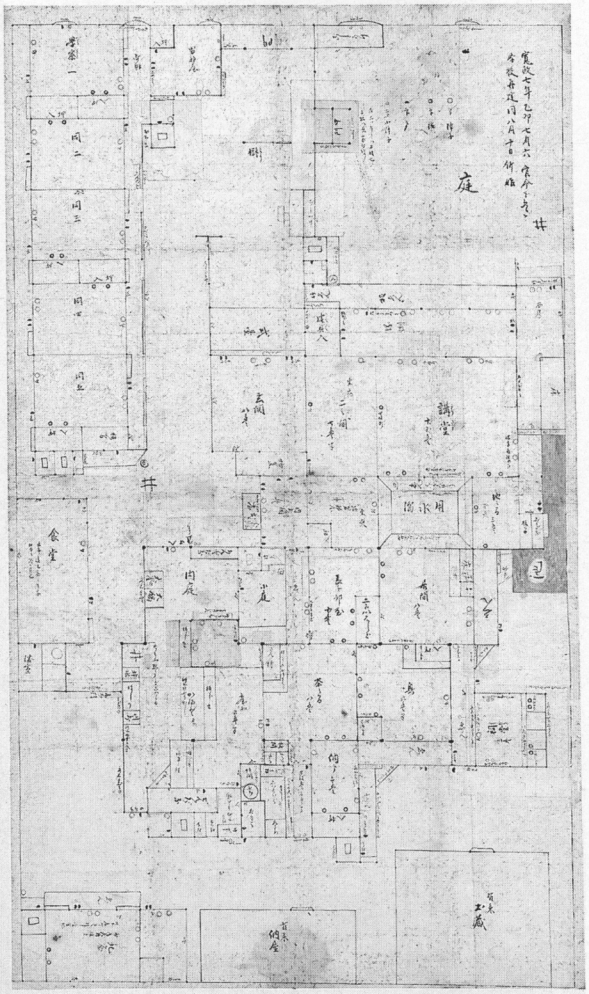

⑨　寛政再建着工時における懐徳堂

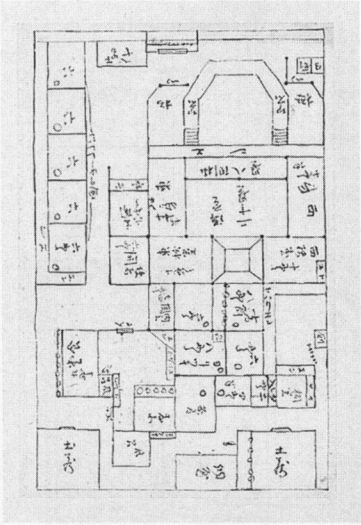

⑧　寛政再建設計図における懐徳堂(2-2)

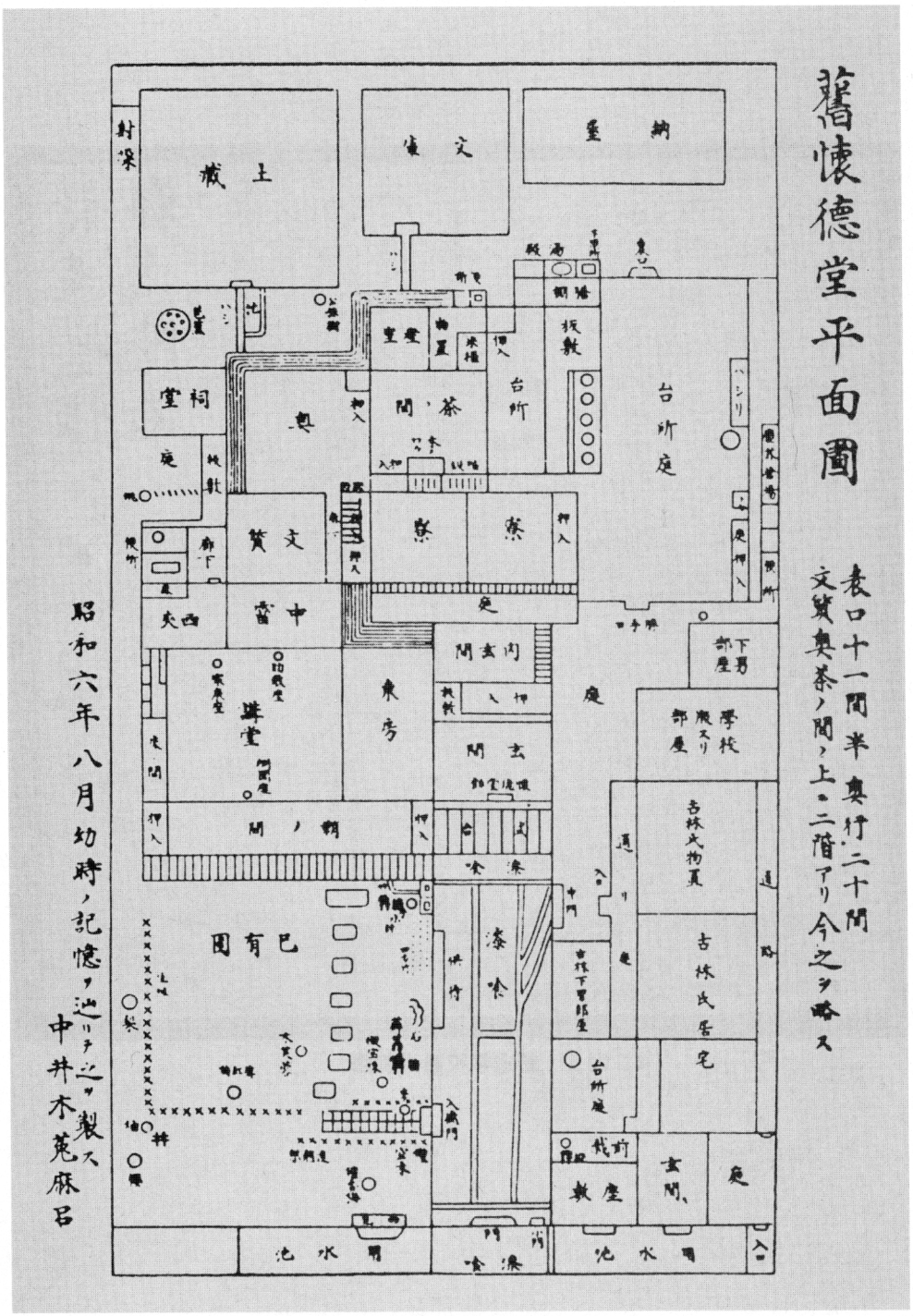
舊懐徳堂平面圖
表口十一間半奥行二十間
文質奥茶ノ間ノ上ニ二階アリ今之ヲ略ス
昭和六年八月幼時ノ記憶ヲ辿リテ之ヲ製ス
中井木菟麻呂
土蔵
文庫
納屋
祠堂
奥
茶ノ間
台所
台所庭
文質
中
西夾
内玄間
玄間
東房
講堂
鞘ノ間
已有園
漆喰
古林氏物置
古林氏居宅
玄間
座敷
用水池

図 4　旧懐徳堂平面図

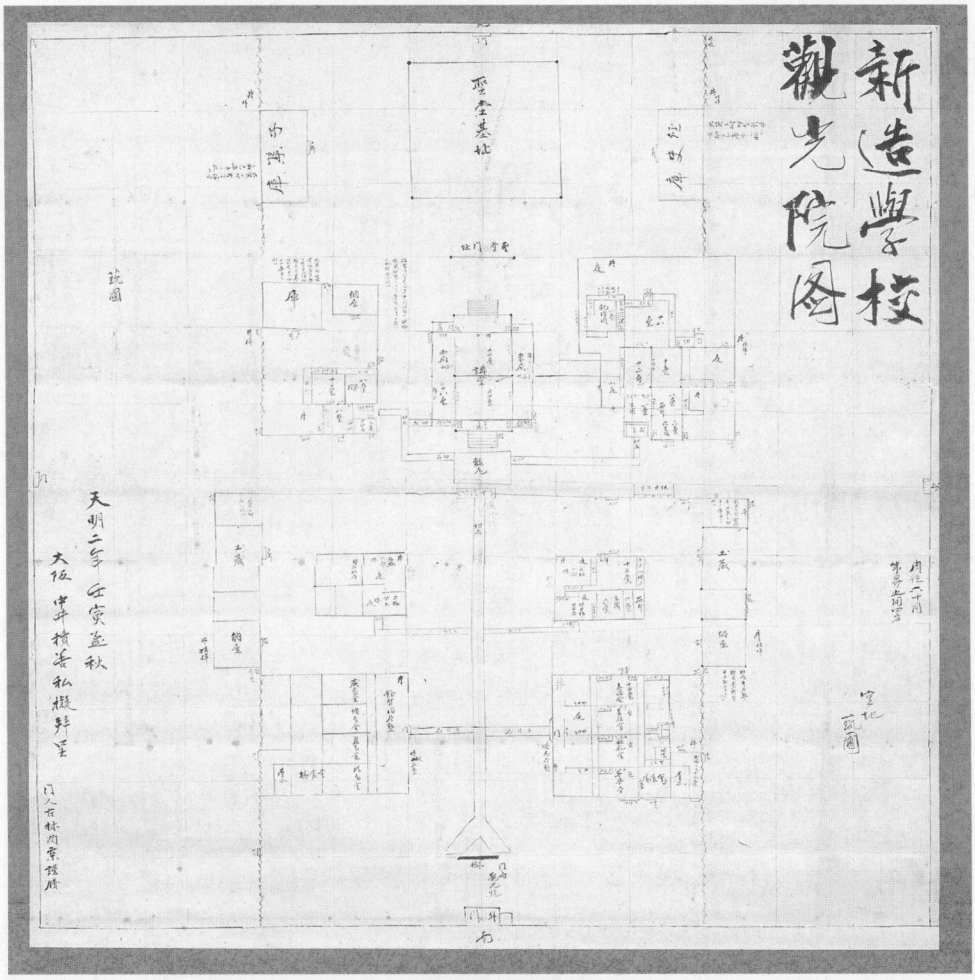

図5　新造学校観光院図

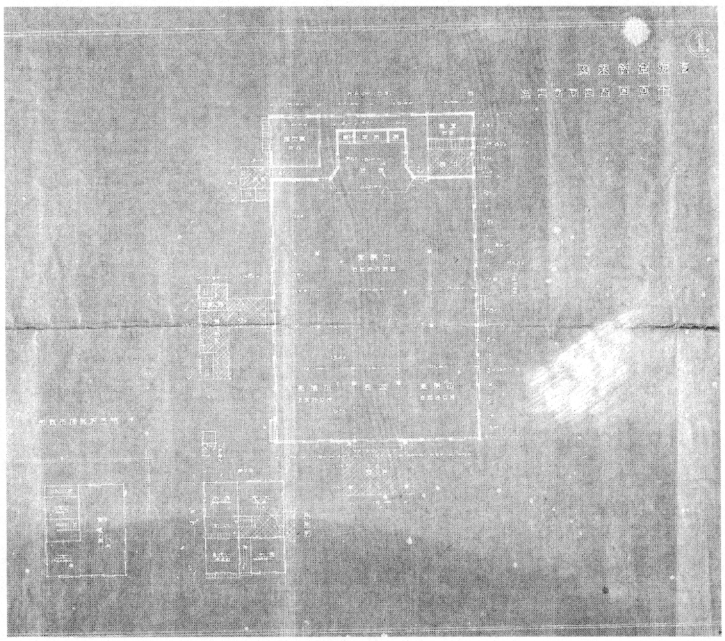

図６　重建懐徳堂設計図

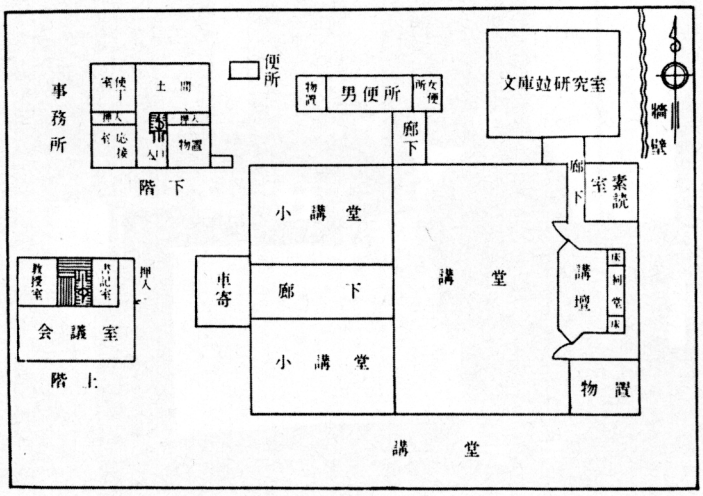

図７　重建懐徳堂平面図

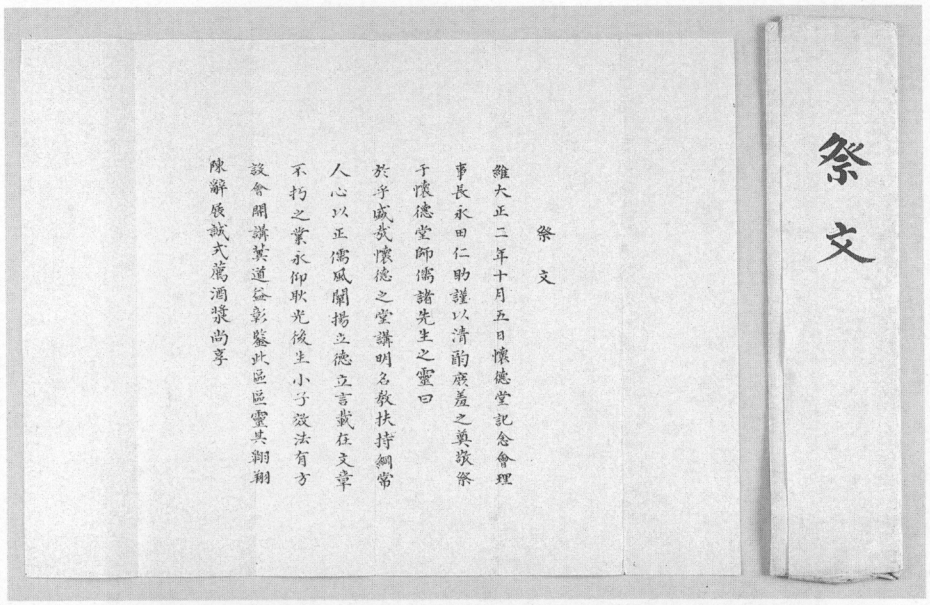

祭文

祭文

雖大正二年十月五日懷德堂記念會理
事長永田仁助謹以清酌庶羞之奠敬祭
于懷德堂師儒諸先生之靈曰
於乎盛哉懷德之堂講明名教扶持綱常
人心以正儒風闡揚立德立言載在文章
不朽之業永仰耿光後生小子效法有方
設會開講奠道益彰鑒此區區靈其翔翔
陳辭展誠式薦酒漿尚享

図8　記念祭祭文

告文を讀む中井木菟麻呂先生
（懷德堂遺書遺物寄進の日――昭和十四年三月十四日撮影）

図9　告文を読む中井木菟麻呂